

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行について

令和 5 年 4 月 25 日

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部決定

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが 5 類感染症に変更され、医療体制については、入院措置を原則とし、行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による通常の対応に移行することとなるため、本県の対応を次のとおり定める。

2 5 類感染症移行後の対策の考え方について

- 5 類移行後、医師会や病院協会等の関係団体と連携し、必要な方が入院できる医療体制を確保する。また、外来については、かかりつけ医もしくは外来対応医療機関での受診体制を確保する。なお、24 時間対応の相談窓口を設置し、県民が発熱した時や療養中に相談できる窓口を設置する。
- 日常における基本的感染対策について、現在の法律に基づき行政が様々な要請・関与していく仕組みから、今後は個人の選択を尊重し、県民の自主的な取組をベースとしたものに大きく変わることから、個人や事業者の判断に資するような情報の提供や丁寧な周知を行う。
- 県民に対しては、5 類移行後も感染のリスクは変わらないことから、引き続き、手洗い等の手指衛生や換気が有効であることや状況に応じたマスク着用などの自主的な判断や取組により対策を講じることが重要であることを繰り返し呼びかけるなど、わかりやすく丁寧な周知を行う。

3 新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴う主な施策の変更について

医療提供体制の変更に係る具体的方針等については、別紙 1 の考え方により移行計画をとりまとめる。

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴う国の方針を踏まえ、本県の各種対策等について別紙 2 により必要な見直しを行う。

なお、引き続き、高齢者等の重症者リスクの高い方を守る対策は必要であり、5 類移行後も当面の間継続する。

【案】

4 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられるに伴い政府対策本部が廃止されることから、政府対策本部廃止の日をもって「新型コロナウイルス感染症広島県対策本部」を廃止する。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための広島県の対処方針も廃止する。

※政府の最終決定を踏まえ、対応する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

（都道府県対策本部の廃止）

第25条 第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。